

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年1月17日
【会社名】	クレディ・スイス・エイ・ジー (Credit Suisse AG)
【代表者の役職氏名】	取締役会会長 ウルス・ローナー (Urs Rohner, Chairman of the Board)
【本店の所在の場所】	スイス チューリッヒ CH-8001 パラデプラッツ8番地 私書箱1号 (Paradeplatz 8, Postfach 1, CH-8001 Zurich Switzerland)
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 平川 修
【代理人の住所又は所在地】	東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー アンダーソン・毛利・友常法律事務所
【電話番号】	(03)6888 - 1000
【事務連絡者氏名】	弁護士 石塚 重臣 弁護士 野原 新平
【連絡場所】	東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー アンダーソン・毛利・友常法律事務所
【電話番号】	(03)6888 - 1000
【届出の対象とした売出有価証券の種類】	社債
【届出の対象とした売出金額】	30億円（予定）
【安定操作に関する事項】	該当事項なし
【縦覧に供する場所】	クレディ・スイス・エイ・ジー、東京支店 東京都港区六本木一丁目6番1号泉ガーデンタワー

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成25年12月27日付で提出した有価証券届出書の記載事項のうち、売出券面額の総額及び売出価額の総額が増額されて条件決定がなされることが予想されるため、これらを予め訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第2 売出要項

1 売出有価証券

売出社債（短期社債を除く。）

3【訂正箇所】

訂正を要する箇所及び訂正した箇所には下線を付しております。

第一部【証券情報】

第2【売出要項】

1【売出有価証券】

【売出社債(売出短期社債を除く。)]

<訂正前>

銘 柄	クレディ・スイス・エイ・ジー 2017年1月30日満期 期限前償還条項（トリガーステップダウン） ノックイン条項 ボーナスクーポン条項付 日経平均株価連動 円建社債 （以下「本社債」という。）（注1）		
売出券面額の総額 又は 売出振替社債の総額	20億円（予定）（注2）	売出価額の 総額	20億円（予定）（注2）
記名・無記名の別	無記名式	各社債の金額	100万円
償還期限	2017年1月30日（当該日が営業日（下記「2 売出しの条件- 社債の要項の概要 16. 定義」に定義する。）でない場合、翌営業日とし、当該翌営業日が翌暦月に属する場合には、直前の営業日とする。以下「満期償還日」という。）		
利率	計算代理人によって決定された利率判定評価日（以下に定義される。）における日経平均株価終値（以下に定義される。）によって、関連する利息期間（以下に定義される。）に適用される利率は、以下のとおり変動する。 (1) 各利率判定評価日において、日経平均株価終値が利率判定価格（以下に定義される。）以上である場合： 年6.00% (2) 各利率判定評価日において、日経平均株価終値が利率判定価格未満である場合： 年1.50%		
売出しに係る社債の 所有者の住所 及び氏名又は名称	長野県上田市常田二丁目3番3号 八十二証券株式会社（以下「売出人」という。）		
利払日	2014年4月30日（以下「当初利払日」という。）（当日を含む。）から満期償還日（当日を含む。）までの毎年1月30日、4月30日、7月30日及び10月30日（以下、それぞれ「利払日」という。）		

摘要	<p>(1) 期限前償還 期限前償還判定日の日経平均株価終値が計算代理人によって決定されたトリガー価格以上である場合、各本社債は直後の利払日に直ちに償還される。下記の「2 売出しの条件 - 社債の要項の概要 - 4. 償還及び買入 - 4.2.日経平均株価水準による期限前償還」を参照のこと。(注3)</p> <p>(2) 信用格付 2013年12月27日現在、クレディ・スイス銀行は、ムーディーズ・インベスターズ・サービス(以下「ムーディーズ」という。)からA1の、スタンダード&プアーズ・クレジット・マーケット・サービス・ヨーロッパ・リミテッド(以下「S&P」という。)からAの、フィッチ・イタリア・エス・ピー・エー(以下「フィッチ」という。)からAの長期格付を取得している。</p> <p>ムーディーズ、S&P及びフィッチは、信用格付事業を行っているが、本書日付現在、いずれも金融商品取引法第66条の27に基づく信用格付業者として登録されていない。無登録格付業者は、金融庁の監督及び信用格付業者が受ける情報開示義務等の規制を受けておらず、金融商品取引業等に関する内閣府令第313条第3項第3号に掲げる事項に係る情報の公表も義務付けられていない。</p> <p>ムーディーズ、S&P及びフィッチについては、それぞれのグループ内に、金融商品取引法第66条の27に基づく信用格付業者としてムーディーズ・ジャパン株式会社(登録番号:金融庁長官(格付)第2号)、スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社(登録番号:金融庁長官(格付)第5号)及びフィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社(登録番号:金融庁長官(格付)第7号)が登録されており、各信用格付の前提、意義及び限界は、インターネット上で公表されているムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ(ムーディーズ日本語ホームページ(http://www.moodys.co.jp))の「信用格付事業」をクリックした後に表示されるページ)にある「無登録業者の格付の利用」欄の「無登録格付説明関連」に掲載されている「信用格付の前提、意義及び限界」、スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ(http://www.standardandpoors.co.jp)の上段「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付情報」(http://www.standardandpoors.co.jp/unregistered)に掲載されている「格付の前提・意義・限界」及びフィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社のホームページ(http://www.fitchratings.co.jp)に掲載されている「格付の前提・意義・限界」(http://www.fitchratings.co.jp/web/ja/pages/regulatoryaffairsandnews.html)において、それぞれ公表されている。</p> <p>(3) その他 本社債に適用されるその他の条件については「社債の要項の概要」を参照のこと。</p>
----	---

(後略)

<訂正後>

銘 柄	クレディ・スイス・エイ・ジー 2017年1月30日満期 期限前償還条項(トリガーステップダウン) ノックイン条項 ボーナスクーポン条項付 日経平均株価連動 円建社債 (以下「本社債」という。)(注1)		
売出券面額の総額 又は 売出振替社債の総額	30億円(予定)(注2)	売出価額の 総額	30億円(予定)(注2)
記名・無記名の別	無記名式	各社債の金額	100万円
償還期限	2017年1月30日(当該日が営業日(下記「2 売出しの条件- 社債の要項の概要 16. 定義」に定義する。)でない場合、翌営業日とし、当該翌営業日が翌暦月に属する場合には、直前の営業日とする。以下「満期償還日」という。)		
利率	<p>計算代理人によって決定された利率判定評価日(以下に定義される。)における日経平均株価終値(以下に定義される。)によって、関連する利息期間(以下に定義される。)に適用される利率は、以下のとおり変動する。</p> <p>(1) 各利率判定評価日において、日経平均株価終値が利率判定価格(以下に定義される。)以上である場合: 年6.00%</p> <p>(2) 各利率判定評価日において、日経平均株価終値が利率判定価格未満である場合: 年1.50%</p>		
売出しに係る社債の 所有者の住所 及び氏名又は名称	長野県上田市常田二丁目3番3号 八十二証券株式会社(以下「売出人」という。)		

利払日	2014年4月30日(以下「当初利払日」という。)(当日を含む。)から満期償還日(当日を含む。)までの毎年1月30日、4月30日、7月30日及び10月30日(以下、それぞれ「利払日」という。)
摘要	<p>(1) 期限前償還 期限前償還判定日の日経平均株価終値が計算代理人によって決定されたトリガー価格以上である場合、各本社債は直後の利払日に直ちに償還される。下記の「2 売出しの条件 - 社債の要項の概要 - 4. 償還及び買入 - 4.2.日経平均株価水準による期限前償還」を参照のこと。(注3)</p> <p>(2) 信用格付 2013年12月27日現在、クレディ・スイス銀行は、ムーディーズ・インベスターズ・サービス(以下「ムーディーズ」という。)からA1の、スタンダード&プアーズ・クレジット・マーケット・サービス・ヨーロッパ・リミテッド(以下「S&P」という。)からAの、フィッチ・イタリア・エス・ピー・エー(以下「フィッチ」という。)からAの長期格付を取得している。</p> <p>ムーディーズ、S&P及びフィッチは、信用格付事業を行っているが、本書日付現在、いずれも金融商品取引法第66条の27に基づく信用格付業者として登録されていない。無登録格付業者は、金融庁の監督及び信用格付業者が受ける情報開示義務等の規制を受けておらず、金融商品取引業等に関する内閣府令第313条第3項第3号に掲げる事項に係る情報の公表も義務付けられていない。</p> <p>ムーディーズ、S&P及びフィッチについては、それぞれのグループ内に、金融商品取引法第66条の27に基づく信用格付業者としてムーディーズ・ジャパン株式会社(登録番号:金融庁長官(格付)第2号)、スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社(登録番号:金融庁長官(格付)第5号)及びフィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社(登録番号:金融庁長官(格付)第7号)が登録されており、各信用格付の前提、意義及び限界は、インターネット上で公表されているムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ(ムーディーズ日本語ホームページ(http://www.moodys.co.jp))の「信用格付事業」をクリックした後に表示されるページ)にある「無登録業者の格付の利用」欄の「無登録格付説明関連」に掲載されている「信用格付の前提、意義及び限界」、スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ(http://www.standardandpoors.co.jp)の上段「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付情報」(http://www.standardandpoors.co.jp/unregistered)に掲載されている「格付の前提・意義・限界」及びフィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社のホームページ(http://www.fitchratings.co.jp)に掲載されている「格付の前提・意義・限界」(http://www.fitchratings.co.jp/web/ja/pages/regulatoryaffairsandnews.html)において、それぞれ公表されている。</p> <p>(3) その他 本社債に適用されるその他の条件については「社債の要項の概要」を参照のこと。</p>

(後略)